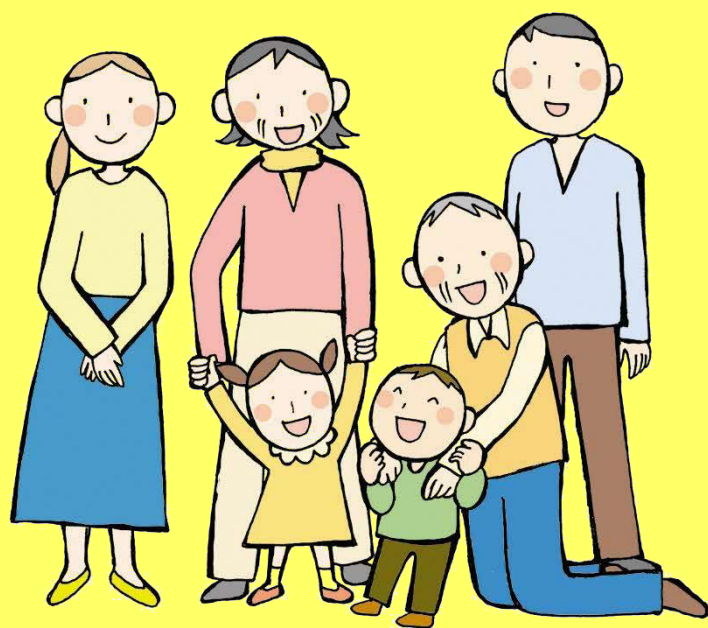


# もりやま障害福祉プラン 2021

(守山市障害者計画・守山市障害福祉計画・守山市障害児福祉計画)

概要版



令和3年3月  
守山市



# 1 計画の基本理念と考え方

## (1) 「もりやま障害福祉プラン 2021」について

- 「もりやま障害福祉プラン 2021」（以下「本計画」という）は、これまでのプランで掲げてきた「真の共生社会をめざして」という基本理念を継承しつつ、国における「第4次障害者基本計画」との整合性を図り策定しました。また、障害福祉計画・障害児福祉計画については、国から示されている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき障害福祉サービスの見込量や数値目標の設定を行う等、国の障害者施策全般の見直しの動向も見据えた内容としています。
- 本計画は、「障害者基本法」に基づき、障害者施策の基本理念や方針を定めた「守山市障害者計画」、「障害者総合支援法」に基づき、障害福祉サービスの見込み量等を定めた「守山市障害福祉計画」および「児童福祉法」に基づき、障害児福祉サービスの見込み量等を定めた「守山市障害児福祉計画」を一体化し、「もりやま障害福祉プラン」として定めています。
- 本計画の期間は、「守山市障害者計画」は令和3年度から令和8年度までの6年間、「守山市障害福祉計画（第6期）」および「守山市障害児福祉計画（第2期）」は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

## (2) 基本理念

### ～ 真の共生社会をめざして ～

すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、地域や職場、学校等日常生活のあらゆる場面で合理的な配慮や必要な支援のもと、ともに支え合う社会の実現が求められています。

人と人とのつながりにおいて、お互いが存在を認め合い配慮し、そして時には支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができます。

「支え手」「受け手」という固定した関係ではなく、支援の必要な人を含め誰もが役割を持ち、各々が日々の生活における安心感と生きがいを得て、一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創り、高め合う共生社会の構築を本市はめざします。

## 2 重点的に取り組む方針

### I 障害のある人の相談支援の充実

基幹相談支援センターの機能を備えた「守山・栗東障害者相談支援センターみらいく」を平成 28 年に設置し、障害のある人の抱える課題に寄り添い、その解決や適切なサービス利用に向けて、各相談支援事業所と連携しながら、きめ細かな支援を進めていきます。

今後も、相談支援事業者やサービス提供事業者のネットワークを強化するとともに、対応が難しい相談事例や地域課題の解決に向け、市自立支援協議会の機能強化を図ります。

#### 重点的取組方針 I に該当する施策

- 総合相談窓口の充実
- 相談体制の再構築

### II 障害のある人の生活支援の充実

地域共生社会の実現に向けて、障害のある人が地域で自立した生活を送るために、安心して過ごせる場の充実を図り、生活を支援します。

また、本市および湖南福祉圏域で、医療的ケアが必要ななどの重度の障害のある人にも対応できる住まいの場の整備について検討を進めます。あわせて、圏域内で不足している日中活動の場や自己実現を図るための活動の場、交流機会の整備などについても検討します。

#### 重点的取組方針 II に該当する施策

- 障害理解を深めるための各種講座等の充実
- 自立支援給付事業の充実
- 住環境改善への支援
- 地域生活支援事業の推進
- 個別支援の必要な重度知的、精神障害のある人への支援方策のあり方の検討
- 重い障害のある人の日中活動の場の確保
- グループホームの整備
- 防災・防犯・感染症対策に対する意識の普及促進

### III 障害のある人の就労支援の強化

障害のある人の働きたいという希望に応え、一人ひとりの能力や個性にあわせた就労支援を行うために、「障害者就業・生活支援センター（湖南地域働き・暮らし応援センター）」を中心に、関係機関とさらに連携を図り、新規就労や就労定着に向けた支援を継続するとともに、企業や事業所に対しても障害のある人の雇用の促進、啓発活動の充実などを図ります。

#### 重点的取組方針 III に該当する施策

- 働き・暮らし応援センター等関係機関との連携強化
- 就労支援体制の充実
- 事業所等への必要な情報の提供、助言等の支援
- 通所事業所等との情報共有の強化
- 障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進および啓発

### IV 障害福祉サービスの質の向上と福祉人材の確保（新）

より良い福祉サービスの提供に向け、福祉人材の確保が全国的にも求められており、市と事業者だけでなく、近隣の大学や県とも連携し、人材確保を図るとともに障害特性に応じた支援策の検討等により、質の高いサービス提供の維持に努めます。

#### 重点的取組方針 IV に該当する施策

- 障害福祉サービスの適切な給付
- 事業所との情報共有の強化
- サービスの質の向上
- 大学等との連携による福祉分野への人材確保の推進

### 3 各種施策の方針と具体的な対応策

基本目標 1

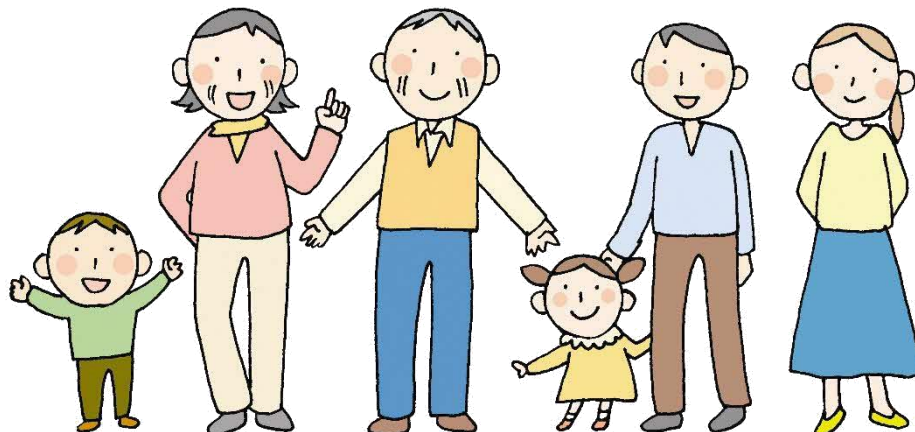
ともに理解し合い、支え合い、高め合うために  
～地域で支え合える生活に向けた施策の展開～

#### 施策の方針

- 障害の有無に関係なく、相互のふれあいや交流の機会を設け、市社会福祉協議会や関係団体等が行う啓発事業や、市民の主体的な学習活動等を支援するなど、**障害への正しい理解促進**に努めます。
- 地域の様々な課題を我が事として捉え、地域で解決していけるよう、民生委員・児童委員、福祉協力員、ボランティア等が連携・協力し、地域による助け合い活動を促進します。

#### 具体的な対応策

取組の具体策	主な施策項目
人権意識の向上と心のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害の理解と認識を深める啓発事業の実施や支援</li> <li>○ まちづくり人権教育推進協議会活動の推進</li> <li>○ 障害を理由とする差別の解消の推進</li> </ul>
情報アクセス・コミュニケーション支援等の合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉サービス等の情報提供の充実</li> <li>○ 情報通信技術（ICT）を活用した情報提供の充実</li> <li>○ コミュニケーション支援事業の推進</li> </ul>
交流・ふれあい・文化・パラスポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある人の居場所づくり</li> <li>○ 障害者スポーツ活動の充実</li> <li>○ 文化・レクリエーション活動の充実</li> </ul>
地域福祉の視点に立った活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティア活動への支援</li> <li>○ 福祉ニーズを把握するための仕組みづくり</li> <li>○ 地域での助け合い活動の推進</li> </ul>
障害や依存症等に関する協力体制や理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>障害理解を深めるための各種講座等の充実</b> <b>重点Ⅱ</b></li> <li>○ 障害のある人の理解を深める福祉教育の推進</li> <li>○ こころの病・精神障害に関する啓発</li> </ul>



基本目標 2

住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために  
～関係機関等との連携や情報提供（相談）体制の強化～

施策の方針

- 地域の中で障害のある人が健やかに安心して暮らすことができるよう、自立生活のための支援や、住環境の改善、権利擁護や虐待防止などに取り組みます。
- **包括的な支援（重層的支援）を推進**するため、関係部局と連携し、支援体制の充実を図ります。

具体的な対応策

取組の具体策	主な施策項目
地域における自立生活支援の推進	○自立支援給付事業の充実 <b>重点Ⅱ</b> ○住環境改善への支援 <b>重点Ⅱ</b> ○個別支援の必要な重度知的・精神障害のある人の支援方策のあり方の検討 <b>重点Ⅱ</b> ○地域生活支援事業の推進 <b>重点Ⅱ</b>
安心して生活できる仕組みづくりの推進	○身近なところで気軽に相談できる体制の推進 ○相談を生活支援サービスにつなげる仕組みづくりの推進 ○障害のある人に対する発達支援システムの充実
障害のある人の包括的な支援体制の推進	○総合相談窓口の充実 <b>重点Ⅰ</b> ○相談体制の再構築 <b>重点Ⅰ</b>
権利擁護の推進	○苦情相談窓口の充実 ○成年後見制度の利用支援および啓発 ○日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用支援および啓発
障害のある人に対する虐待の防止	○障害者虐待防止体制の整備 ○障害者虐待防止の啓発および研修の充実
保健・医療の充実	○健康管理等に関する支援の充実 ○各種健診（検診）の充実 ○訪問指導の実施

基本目標 3

自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために  
～就労支援等の自立に向けた施策の展開～

施策の方針

- 障害のある人が特性に応じて継続的に活躍できるよう、従来の雇用には留まらない農福連携なども視野に入れながら、**雇用機会の拡大および雇用後の定着を推進**します。

具体的な対応策

取組の具体策	主な施策項目
障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進	○障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進および啓発 <b>重点Ⅲ</b> ○各種助成制度等に関する啓発
障害のある人の就労支援と場の拡大	○就労支援体制の充実 <b>重点Ⅲ</b> ○事業所等への必要な情報の提供、助言等の支援 <b>重点Ⅲ</b> ○生活介護事業所・就労継続支援事業所等の福祉的就労に対する支援
福祉サービスを利用した障害のある人の雇用促進	○就労に向けた就労移行支援の利用促進 ○通所事業所等との情報共有の強化 <b>重点Ⅲ</b> ○働き・暮らし応援センター等関係機関との連携強化 <b>重点Ⅲ</b>



## 基本目標 4

# 子どもの健やかな発達のために ～障害児に対する支援策の展開～

### 施策の方針

- 障害のある子どもが健やかに育つように、保健・医療、福祉、雇用等の関係分野や地域住民が連携し、社会全体で支援を必要とする子どもや、その保護者を支援する体制を構築します。
- **インクルーシブ教育を推進**し、幼児期からともに学びともに育つ教育に取り組み、障害に対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことで、将来における自立と社会参加を見据えた療育および教育の充実を図ります。

### 具体的な対応策

取組の具体策	主な施策項目
保育・教育における支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達相談の充実</li> <li>○児童発達支援センターの機能強化</li> <li>○教育相談の充実</li> </ul>
発達障害のある児童に対する支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達支援センターを中心とした児童発達支援体制の充実</li> <li>○保育・教育の場での支援</li> </ul>
学校教育・社会教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある児童・生徒に対する教育の充実</li> <li>○教育相談体制・研修の充実</li> <li>○障害のある人への理解を促す教育の推進</li> </ul>

## 基本目標 5

# 求められる支援に寄り添うために ～人材確保・育成、居場所づくりの推進～

### 施策の方針

- 障害のある人の実情に応じた適切な支援のため情報提供およびサービスの充実等に努め、**日中活動の場や住まいの場の充実**にも努めます。
- 高校や大学等との連携を図り、福祉分野の魅力の発信や職場体験などを通じて、福祉分野への就職希望者の裾野を広げるとともに、また福祉人材センターや福祉人材バンク等の紹介と活用を促すことで、**より多くの障害福祉サービス従事者の確保**を図ります。

### 具体的な対応策

取組の具体策	主な施策項目
質の高い福祉サービスの充実・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービスの質の向上 <b>重点Ⅳ</b></li> <li>○障害福祉サービスの適切な給付 <b>重点Ⅳ</b></li> <li>○関係機関と連携した情報共有の促進</li> </ul>
日中活動の場や住まいの場等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グループホームの整備 <b>重点Ⅱ</b></li> <li>○重い障害のある人の日中活動の場の確保 <b>重点Ⅱ</b></li> <li>○医療的ケアを必要とする障害のある人を対象とした日中一時支援事業所の充実</li> </ul>
福祉人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学等との連携による福祉分野への人材確保の推進 <b>重点Ⅳ</b></li> <li>○事業所との情報共有の強化 <b>重点Ⅳ</b></li> </ul>

施策の方針

- すべての人が社会参加し、充実した地域生活を送るために、公共施設のバリアフリー化をはじめユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。また、移動・交通手段の確保や快適な環境整備を行います。
- 避難行動要支援者支援制度の周知に努め、地域における避難支援等体制づくりを促進します。また、自治組織（自治会等）に対し、障害のある人の地域防災訓練への参加が可能となるよう配慮を求めるなど、「**自助**」「**共助**」の推進を図ります。

具体的な対応策

取組の具体策	主な施策項目
ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備	○ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進 ○だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例等の周知・指導
災害、感染症対策の充実	○ <b>防災・防犯・感染症対策に対する意識の普及促進</b> <b>重点Ⅱ</b> ○防災訓練への参加促進 ○避難誘導體制の確立 ○福祉避難室の設置および福祉避難所の充実
移動・交通手段の充実	○移動手段の拡充 ○移動支援事業の推進
消費者保護の推進	○消費者保護の推進

福祉人材の確保について

本計画において、福祉人材の確保は、新規取り組み項目であり、重点的取組項目でもあります。福祉人材を確保するためには、新たに市内障害者施設へ就職する人に対して、経済的な支援を含めた就職促進の取組を行うとともに、新たに、高校や大学等で福祉分野における魅力を発信することによって、就職希望者の裾野拡大を図ることが必要です。

そのため、以下のような「障害者入所施設職員就職支援補助金」の交付や、滋賀県内をはじめ、京都府や大阪府などの大学や高校に赴き、市内の障害福祉関連施設への就職を促す活動に取り組みます。

【障害者入所施設職員就職支援補助金について】

対象資格	補助額
介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士	20万円（県外からの転入を伴う場合は30万円）
実務経験3年以上	10万円
上記以外	10万円 ※申請時5万円、3年後5万円



## 4 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

### (1) 各種サービスの見込み一覧

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	161	171	181
	時間/年	27,688	29,408	31,128
重度訪問介護	人/月	14	15	16
	時間/年	10,167	10,893	11,619
行動援護	人/月	25	25	25
	時間/年	6,071	6,071	6,071
同行援護	人/月	14	15	16
	時間/年	3,323	3,560	4,035
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/年	0	0	0
生活介護	人/月	175	185	195
	人日/年	35,245	37,259	39,273
自立訓練（機能訓練）	人/月	10	16	25
	人日/年	1,390	2,224	3,475
自立訓練（生活訓練）	人/月	10	10	10
	人日/年	1,274	1,274	1,274
宿泊型自立訓練	人/月	3	3	3
	人日/年	668	668	668
就労移行支援	人/月	36	39	42
	人日/年	4,732	5,126	5,520
就労継続支援（A型）	人/月	29	30	31
	人日/年	6,054	6,263	6,472
就労継続支援（B型）	人/月	200	202	204
	人日/年	38,165	38,547	38,929
就労定着支援	人/月	27	39	56
療養介護	人/月	13	14	15
短期入所（福祉型）	人/月	55	56	57
	人日/年	2,970	3,024	3,078
短期入所（医療型）	人/月	20	20	20
	人日/年	1,080	1,080	1,080
共同生活援助	人/月	74	80	86
施設入所支援	人/月	35	35	35
自立生活援助	人/月	1	1	1
計画相談支援	人/年	470	492	515
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

障害福祉サービス

サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域生活支援事業	相談支援事業	か所	2	2	2	
	成年後見制度利用支援事業	人/年	10	16	25	
	手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	20	
	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	件/年	415	441	469
		要約筆記者派遣	件/年	1	1	1
		手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	11	13	15
		自立生活支援用具	件/年	18	18	18
		在宅療養等支援用具	件/年	34	39	45
		情報・意思疎通支援用具	件/年	39	44	49
		排せつ管理支援用具	件/年	1,607	1,706	1,811
		居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	1	1
	移動支援事業	人/年	121	124	127	
		時間/年	8,378	8,586	8,794	
	地域活動支援センター機能強化事業(I型・II型)	件/年	1,990	2,033	2,077	
	日中一時支援事業	件/年	6,420	6,730	7,054	
	文化芸術活動振興事業	人/年	500	525	550	
	点字・声の広報等発行事業	人/年	240	216	192	
	入浴サービス事業	人日/年	1,142	1,482	1,923	
児童発達支援	人/月	71	72	73		
	人日/年	2,358	2,392	2,425		
医療型児童発達支援	人/月	4	4	4		
	人日/年	238	238	238		
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0		
	人日/年	0	0	0		
放課後等デイサービス	人/月	220	231	243		
	人日/年	29,852	31,344	32,973		
保育所等訪問支援	人/月	10	11	13		
障害児相談支援	人/月	201	218	236		
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1		

地域生活支援事業

障害児通所支援等



## (2) 施設整備についての見込み

障害福祉施設の整備については、現状や利用ニーズに鑑み、湖南福祉圏域における広域事業等により促進していきます。また、先進地事例を参考に、助成制度の創設などにも取り組みます。

【市内の障害者福祉施設の現状】

	施設種別	市内施設件数		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
通所型	生活介護	8件	8件	9件
	就労支援A・B	11件	10件	10件
居住型	施設入所支援	2件	2件	2件
	グループホーム（共同生活援助）	9件	9件	10件

## (3) 令和5年度の数値目標等の設定

指 標

目標設定の考え方

令和元年度  
実績値

令和5年度  
目標値

### ①施設入所者の地域生活への移行

●施設入所者の地域生活への移行者数（人）	令和元年度末施設入所者の6%以上	1人	2人
●施設入所者数（人）	令和元年度末の-1.6%以上	33人	35人

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

●協議の場の設置数（か所）	保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域）を設置	1か所	1か所
---------------	----------------------------	-----	-----

### ③地域生活支援拠点等の整備

●地域生活支援拠点等の整備か所数（か所）	各市町村または各圏域に1つ以上を整備	0か所	1か所
●圏域での地域生活支援拠点の運用状況の検証	年1回以上運用状況を検証および検討	設置の検討	1回以上の検証

### ④福祉施設から一般就労への移行

●福祉施設から一般就労への移行者数（人）	令和元年度の1.27倍以上	17人	22人
●就労移行支援事業の利用者からの移行者数（人）	令和元年度の1.30倍以上	9人	12人
●就労継続支援A型事業利用からの移行者数（人）	令和元年度の1.26倍以上	7人	9人
●就労継続支援B型事業利用からの移行者数（人）	令和元年度の1.23倍以上	1人	2人
●就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合（%）	全体の5割以上	87.5%	90%以上
●就労定着支援1年後定着率（%）	80%以上の事業所が全体の7割以上	-	70%以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

●児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置	1か所	1か所
●保育所等訪問支援の充実	保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築	構築済	維持
●重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所確保	4か所 (放課後等 デイサービス 事業所)	放課後等デイ サービス事業所 4か所以上 児童発達支援事業所 1か所以上
●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置	医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置およびコーディネーターの配置（令和5年度末まで）	—	圏域で設置 を検討

⑥相談支援体制の充実・強化等

●総合的・専門的な相談支援機関の設置	各市町村、各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	1か所	1か所
●地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	120件	156件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	6件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回
●計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数	主に計画相談支援等に従事する相談支援専門員数	20人	33人

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

●障害福祉サービス等にかかる各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等にかかる研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	2人以上
●障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびその実施回数	24回	24回



## 5 計画の推進体制

### (1) 計画の進捗状況の管理・評価

計画を着実に推進するために、P D C A (「Plan (計画)」、「Do (実行)」、「Check (評価)」、「Act (改善)」) サイクルによる定期的な計画の進捗管理を行います。

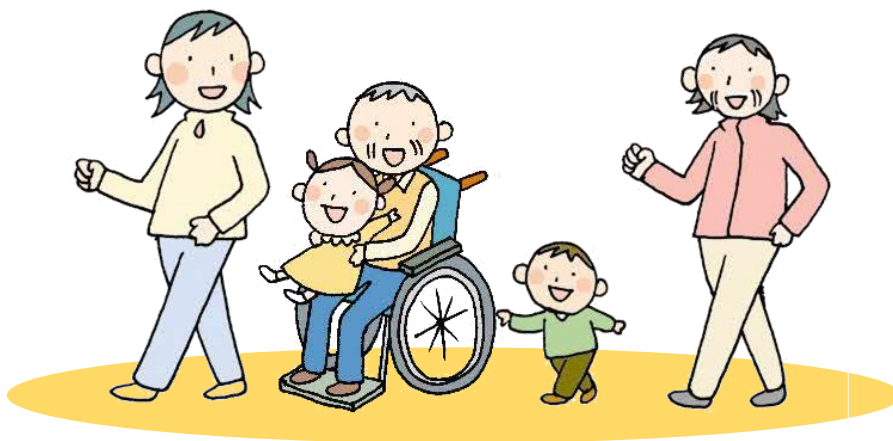
また、守山市障害者施策推進協議会において、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより本計画の円滑な推進に努めます。

### (2) 関連する計画の推進

「守山市総合計画」をはじめ、「守山市地域福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等、福祉、保健、教育、市民活動、まちづくり等の関連計画との整合性を図ります。

### (3) 関係機関・団体との連携

障害者団体をはじめ、福祉サービスの提供事業所等の関係機関、ボランティア団体、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会等との連携を図るとともに、国、県や湖南福祉圏域各市とも連携を図ります。



発行年月：令和3年3月

発行：守山市 健康福祉部 障害福祉課

〒524-0013 滋賀県守山市下之郷3丁目2番5号

守山市福祉保健センター（すこやかセンター）内

TEL：(077) 582-1168 FAX：(077) 581-0203